

子どもの生活に関する実態調査報告 主な項目

大阪市の困窮度

大阪市の等価可処分所得(※1)の中央値は238万円、国の定める基準でいくと相対的貧困率(※2)は15.2%(小5・中2のいる世帯)、11.8%(5歳児のいる世帯)であった。なお、大阪府内全自治体における相対的貧困率は14.9%(小5・中2のいる世帯)であった。

クロス集計に活用している家庭の経済状況の目安となる「困窮度」の考え方については、保護者から回答のあった世帯所得を基に「等価可処分所得」を試算し、以下のとおり、困窮の程度を4つの区分に分類しました。

※1「等価可処分所得」:世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得

※2「相対的貧困率」:相対的貧困率は、一定基準(貧困線)を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合
貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額(困窮度Ⅰに該当)

区分	基準	小5・中2保護者 割合	5歳児保護者 割合
中央値以上	等価可処分所得中央値(本調査では238万円)以上	50.0%	52.5%
困窮度Ⅲ	等価可処分所得中央値未満で、中央値の60%以上	28.1%	29.6%
困窮度Ⅱ	等価可処分所得中央値の50%以上60%未満	6.6%	6.1%
困窮度Ⅰ	等価可処分所得中央値の50%未満	15.2%	11.8%

(1) 経済状況

■ 困窮度別に見た、子どもについて経済的な理由による経験※

＜小5・中2のいる世帯(保護者回答)＞

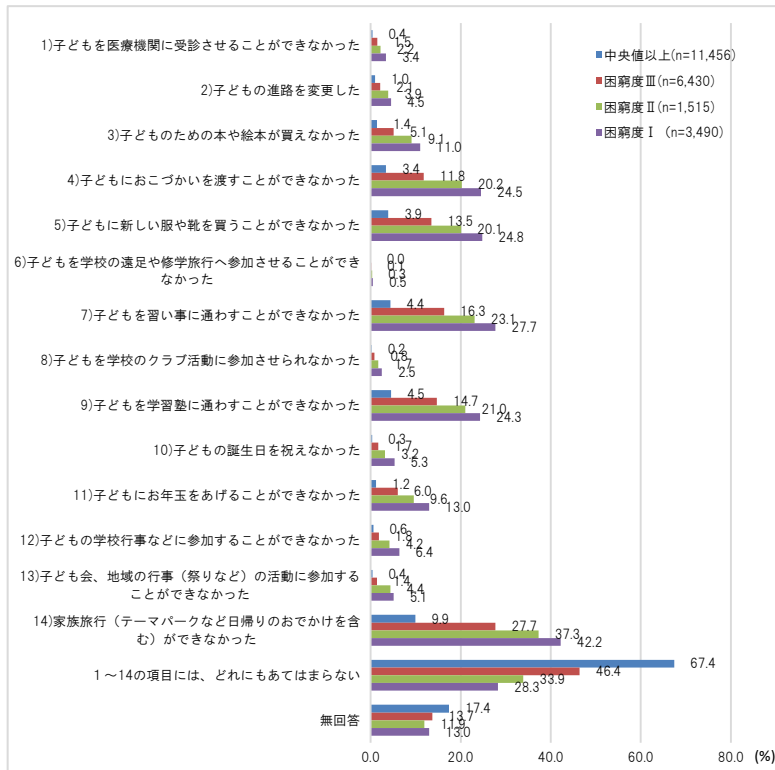


図 困窮度別に見た、子どもについて経済的な理由による経験 (小5・中2: 図110)

■ 困窮度別に見た、子どもへの経済的な理由による経験※の該当数の平均

＜小5・中2のいる世帯(保護者回答)＞

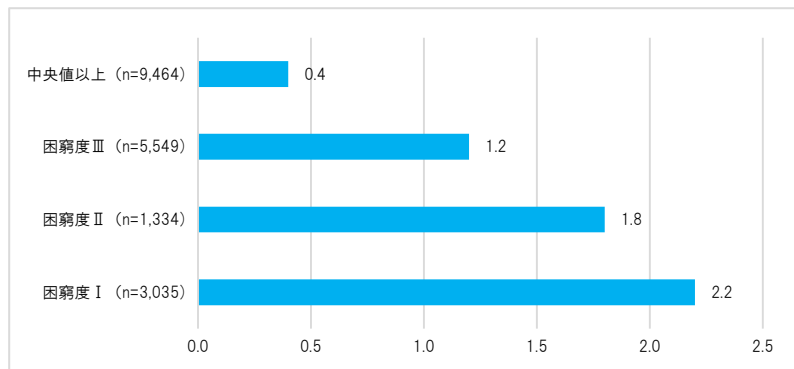


図 困窮度別に見た、子どもへの経済的な理由による経験の該当数の平均

(小5・中2: 図113)

経済状況がこどもの生活にも影響を与え、困窮度が高くなるにつれ、実現できなかったことが多くなる。

※こどもに関して経済的な理由による経験として示した14個の項目

(2)健康

■朝食の頻度

<小5・中2のいる世帯(こども回答)>

困窮度が高まるにつれ、「毎日またはほとんど毎日」朝食を食べる割合が低くなる傾向がみられた。困窮度Ⅰ群では、20.3%が「毎日またはほとんど毎日」以外と回答した。

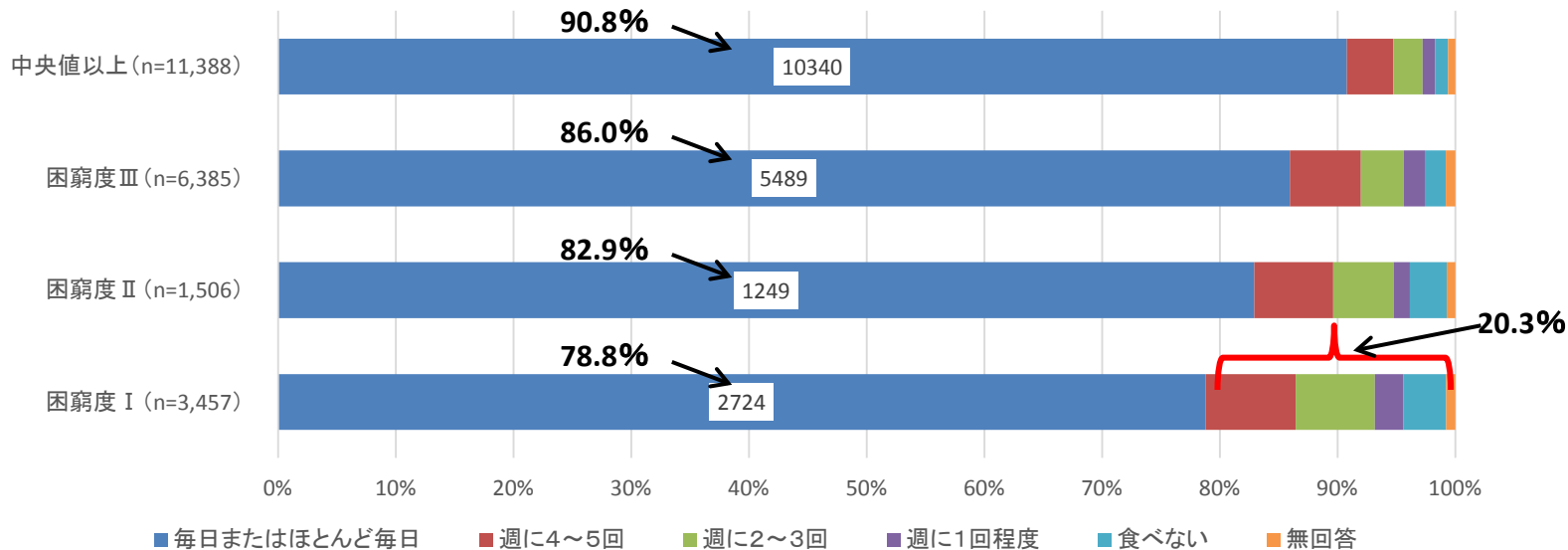


図 困窮度別に見た、朝食の頻度(小5・中2:図180)

(3) 学習状況

■ 困窮度別に見た、学習理解度

< 小5・中2のいる世帯(子ども回答) >

困窮度が高まるにつれ、「よくわかる」と回答した子どもの割合が低くなっている。

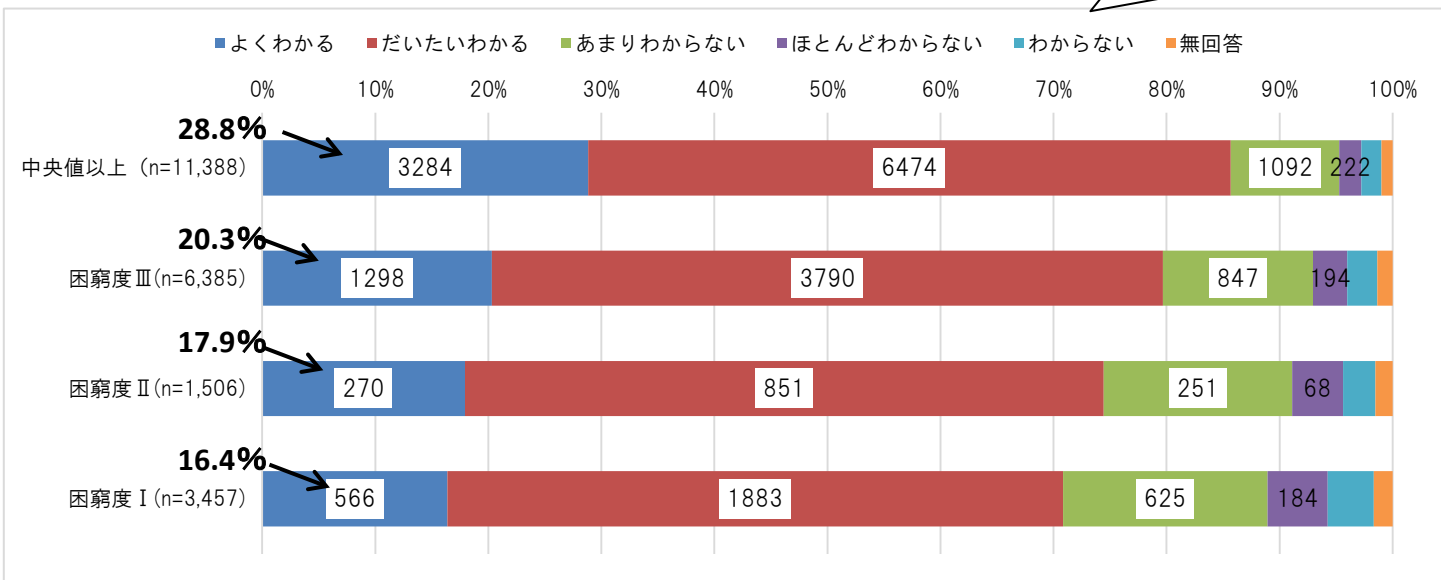


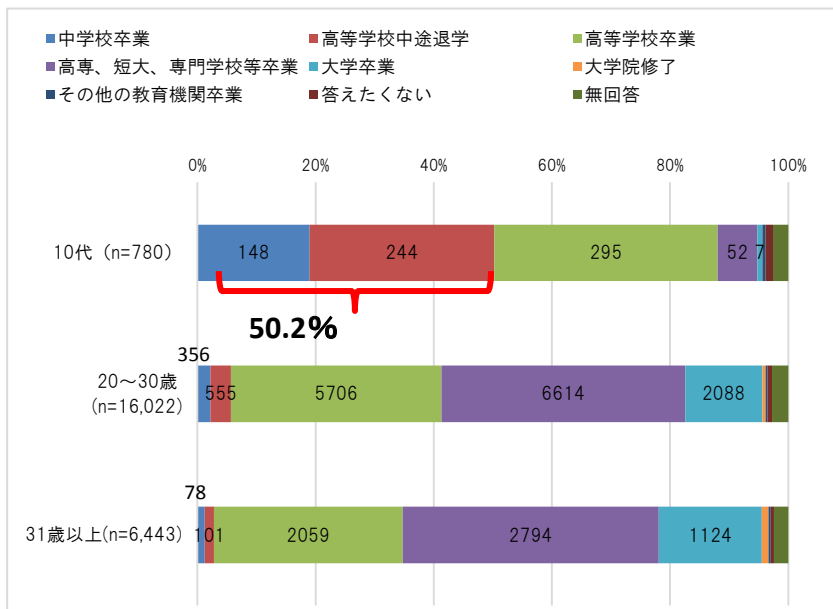
図 困窮度別に見た、学習理解度(小5・中2: 図212)

(4) 家庭状況

■ 初めて親となった年齢別に見た、母親の最終学歴 (母親が回答者)

<小5・中2のいる世帯(保護者回答)>

10代群において、「中学卒業」「高校中退」と答えた割合が高い



■ 困窮度別に見た、初めて親となった年齢 (母親が回答者)

<小5・中2のいる世帯(保護者回答)>

困窮度が高まるにつれ、若年層で初めて親となったと答えた割合が高くなっている

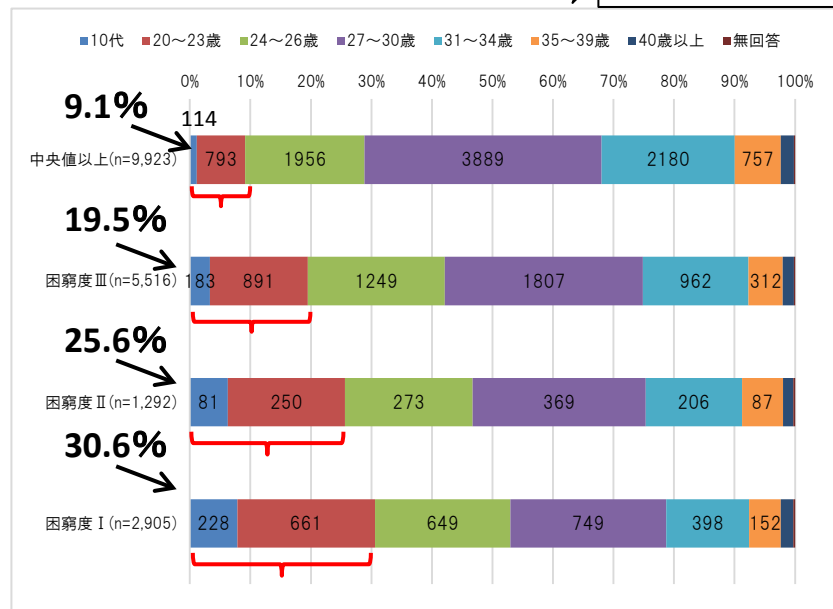


図 初めて親となった年齢別に見た、母親の最終学歴(小5・中2: 図164) 図 困窮度別に見た、初めて親となった年齢(小5・中2: 図163)

(5)雇用状況

■世帯構成別に見た、就労状況

<小5・中2のいる世帯(保護者回答)>

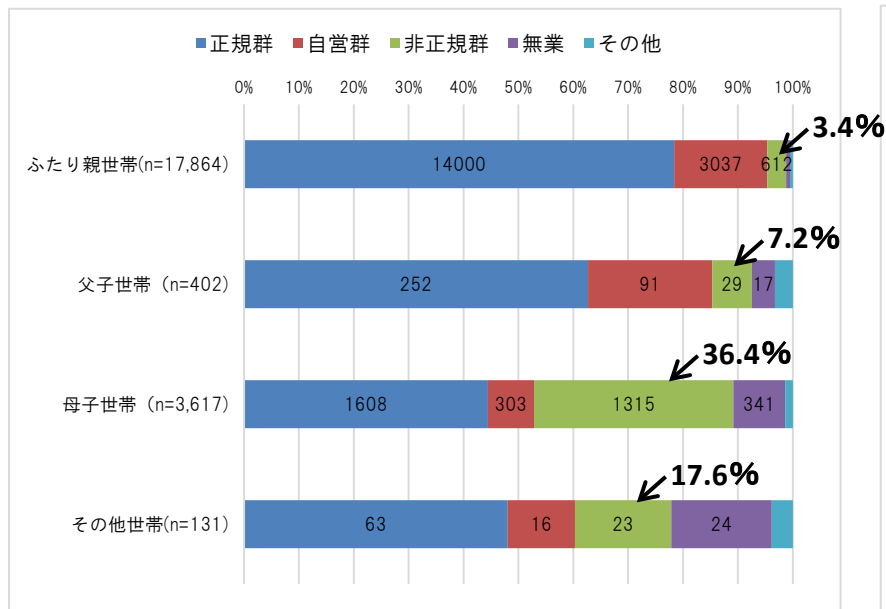


図 世帯構成別に見た、就労状況(小5・中2:図177)

ふたり親世帯に比べ、母子世帯は「非正規群」の割合が高い。

■困窮度別に見た、世帯員の構成

<小5・中2のいる世帯(保護者回答)>

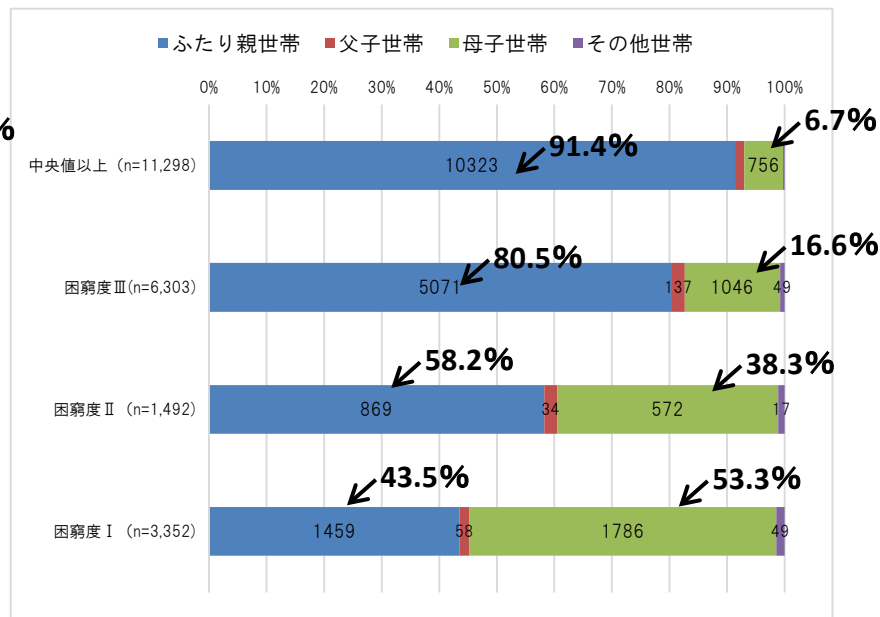


図 困窮度別に見た、世帯員の構成(小5・中2:図115)

困窮度が高まるにつれ、ふたり親世帯の割合が低く、母子世帯の割合が高くなる。困窮度Ⅰ群の半数が母子世帯であった。

今後のスケジュール

平成29年度は、「子どもの生活に関する実態調査」の分析結果を踏まえ、有効な手法の検討及び先行実施事業の効果検証を行い、平成30年度の本格実施に向け具体的取組みを検討する

